	第三十条
2　第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合（法第一項に規定する経営困難農水産業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。）及び農水産業協同組合連合会等（法第一項に規定する農水産業協同組合連合会等をいう。以下この条において同じ。）が、法第六十六条第二項の規定により、農水産業協同組合連合会等の同意を得て、法第六十六条第一項の規定による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二の貸借対照表及び水産業協同組合法施行規則第三十三条第三号の規定により、農水産業協同組合連合会等から特定承継会社への信用事業の譲渡（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡） **第三十八条**　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。 （金融庁組織規則の適用関係） **第三十九条**　令附則第十八条の規定により金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を適用する場合における次の表の上欄に掲げる金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	2　第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合（法第一項に規定する経営困難農水産業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。）及び農水産業協同組合連合会等（法第一項に規定する農水産業協同組合連合会等をいう。）が、法第六十六条第二項の規定により、農水産業協同組合連合会等の同意を得て、法第六十六条第一項の規定による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二の貸借対照表及び水産業協同組合法施行規則第三十三条第三号の規定により、農水産業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡） **第三十八条**　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。 （金融庁組織規則の適用関係） **第三十九条**　令附則第十八条の規定により金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を適用する場合における次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条　法第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分があった場合において、管理人に選任された者が法人であるときは、当該法人の役職員のうち管理人の職務を行うべき者を指名し、その旨を都道府県知事（法第八十三条第一項に規定する農水産業協同組合が農林水産大臣及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣）及び当該管理を命ずる処分に係る農水産業協同組合に通知しなければならない。 （管理人の職務を行うべき者の指名等）	第三十条　法第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分があった場合において、管理人に選任された者が法人であるときは、当該法人の役職員のうち管理人の職務を行うべき者を指名し、その旨を都道府県知事（法第八十三条第一項に規定する農水産業協同組合が農林水産大臣及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣）及び当該管理を命ずる処分に係る農水産業協同組合に通知しなければならない。 （管理人の職務を行うべき者の指名等）
第三十条の二　令第三十三条の二第三号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。 （資本金の額の減少の場合に催告を要しない債権者）	第三十条の二　令第三十三条の二第三号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。 （資本金の額の減少の場合に催告を要しない債権者）
第三十三条第一号　及び水産業協同組合法施行規則の規定 第三十三条第三号　又は水産業協同組合法施行規則の貸借対照表	第三十三条第一号　及び水産業協同組合法施行規則の規定 第三十三条第三号　又は水産業協同組合法施行規則の貸借対照表
、水産業協同組合法施行規則及び会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六条第二項第一号	、水産業協同組合法施行規則及び会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六条第二項第一号
、水産業協同組合法施行規則又は水産業協同組合法施行規則の貸借対照表	、水産業協同組合法施行規則又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二の貸借対照表

読み替える金融庁組織規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第六項第二号	並びに農林中央金庫	、農林中央金庫並びに特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）附則第四項及び第八項第三号において同じ。）
第八条第六項第四号	相手方並びに	相手方、
	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第二百九十七号）第十七条において準用する場合を含む。）
第八条第八項第三号	農水産業協同組合及び特定承継会社の	水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を行う者